

法令名	文化財の保護に関する条例 〔 昭和32. 3. 29. 法律 第23 号 改正平成31. 3. 27. 条例第27 号 〕
制度の趣旨	国指定以外の文化財で、県の区域内の存する文化財のうち、県にとって重要なものについて、保存・活用に必要な措置を講じ、県民の文化的向上に資する。
対象	有形文化財、有形民俗文化財及び記念物（文化財の保護に関する条例第2条）
規制等の内容	<p>手続方法及び規制</p> <p>(1) 有形文化財関係</p> <p>ア 呼 称 条例第8条の規定により指定したものを「県指定有形文化財」と呼ぶ。</p> <p>イ 手続方法 県指定有形文化財について、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、知事の許可を受けること。（条例第18条）</p> <p>(2) 有形民俗文化財関係</p> <p>ア 呼 称 条例第30 条の規定により指定したものを「県指定有形民俗文化財」と呼ぶ。</p> <p>イ 手続方法 県指定有形民俗文化財について、その現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ知事に届け出ること。（条例第32条）</p> <p>(3) 記念物関係</p> <p>ア 呼 称 条例第35条の規定により指定したものを「県指定史跡名勝天然記念物」と呼ぶ。</p> <p>イ 手続方法 県指定史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、知事に許可を受けること。（条例第39条）</p>
許可等の基準	<p>(1) 許可基準 許可を与える場合は、その条件として当該行為に関し、必要な指示をすることができること。（条例第18条第3項、第32条第2項、第39条第3項）</p> <p>(2) 届出の取扱 許可を受けた者が条例第18条第3項の条件に従わなかった場合、知事は許可に係る現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができること（条例第18条第4項、第39条第3項）</p>
許可等の手続	<p>(1) 許可の場合</p> <pre> graph LR A[行為者 申請] --> B[市町村教育委員会] B --> C[徳島県] C --> B B --> A </pre> <p>(2) 届出の場合 許可申請と同じ</p>
照会先	県民環境部スポーツ・文化局文化資源活用課（088-621-3162）